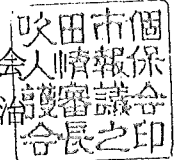


個審議答申第 129 号
令和 4 年 8 月 3 日
(2022 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市個人情報保護審議会
会長 畠田 健 治



個人情報の取扱いについて (答申)

令和 4 年 (2022 年) 7 月 5 日付け、4 市総第 5095 号により、当審議会に諮問されました「個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて」を、慎重に審議した結果、吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定により、次のとおり答申します。

記

- (諮問事項 1) 条例要配慮個人情報について
- (諮問事項 2) 個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について
- (諮問事項 3) 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について
- (諮問事項 4) 自己情報の開示決定等の期限について
- (諮問事項 5) 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について
- (諮問事項 6) 苦情処理委員の継続の要否について
- (諮問事項 7) 審議会への諮問について
- (諮問事項 8) 自己情報の開示請求に係る手数料について
- (諮問事項 9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

上記諮問事項 1 から同 9 について、同意する。

ただし、個人情報に関する研修等について、より一層充実させ、個人の権利利益が侵害されることがないように、個人情報保護の体制を高めていくことを要望する。

また、従来の類型的な諮問案件について審議会の意見を聴くという要件がなくなるが、個人情報の取扱いについて、今まで以上に個人情報の保護に努めることを要望する。